

和解について（市民局及び都市整備局関係）

住民訴訟弁護士報酬請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 佐野トシ子 ほか4名 被告 大阪市 2 大阪地方裁判所 平成24年(行ウ)第263号 住民訴訟弁護士報酬 請求事件	<p>原告らは、大阪市長を被告として、本市が所有する土地において駐車場の管理運営を行っていた社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）に対し当該管理運営に関して本市に支払うべき納付金等の支払を請求するよう求める住民訴訟を提起したところ、大阪市長に対し、金384,427,728円及び同金員のうち金205,396,544円に対する遅延損害金の支払を協会に対して請求するよう命じる判決言渡しがあり、同判決の確定を受けて、本市は、協会から、遅延損害金を含めた金437,656,858円の支払を受けた。</p> <p>原告らは、住民訴訟に勝訴した住民は、弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を普通地方公共団体に請求することができるとする地方自治法第242条の2第12項の規定に基づき、本市に対し、金52,261,176円の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの</p>

2 和解の要旨

本市は、原告らに対し、地方自治法第242条の2第12項の規定に基づく金員として金30,000,000円を支払う。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

住民訴訟弁護士報酬請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。